

令和2年2月28日

保護者様

富士宮市教育委員会  
(学 校 教 育 課)

新型コロナ感染拡大防止による臨時休業について（依頼）

日頃より本市小中学校の教育活動に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨日の報道にありましたように、安倍総理大臣からの「全国公立小中高等学校等の臨時休業」の要請をうけまして、本市においても以下の対応をとることといたしました。

つきましては、保護者の皆様におかれましても憂慮すべきことが多々あることと存じますが、子供たちの安全を第一に考えた対応として捉えていただきたいと思います。

御迷惑をおかけしますが、何卒、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間 令和2年3月3日（火）～春休み開始まで

※3月19日の卒業式は実施します。実施方法は各学校からの文書等で確認してください。

2 臨時休業中の留意事項

（1）子供に関すること

○不要な外出を控えること

- ・子供たちには、全国一斉臨時休業の意味とその間の家での過ごし方について学校から指導してあります。（例：不要な外出は極力控え、友人宅や大型商業施設等に出向くことがないようにすることなど。）

○予習や復習等、学校から出された課題に計画的に取り組むこと

（2）保護者の皆様をお願いすること

○家庭内における予防対策

- ・咳エチケットや手洗い等の徹底
- ・毎日、ご家族全員の健康観察を十分に行ってください。

○留守番時、注意することについての共通理解（保護者不在時）

- ・児童生徒の発達段階に応じた食事の準備
- ・来客時の対応の仕方

○体調に変化があった場合には、学校に連絡をすること

3 その他

（1）学校から持ち帰ることが出来なかった個人の作品や荷物については、登校期間を設けるなどの対応を今後検討し実施します。

（2）年度中に取り組むことができなかった教材、プリント等についても、準備が整い次第、登校期間に配布できるようにします。

（3）給食費の返金については、追って連絡いたします。